

山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業
入札説明書

令和元年 12 月

山 形 県

目 次

第 1 入札説明書等の位置づけ	1
1 遵守すべき法制度等	2
第 2 事業の目的及び内容	4
1 事業の目的	4
2 事業名称	6
3 事業実施場所	6
4 本事業の対象となる施設	6
5 本施設の管理者の名称	6
6 事業の対象範囲	6
7 事業方式	7
8 事業期間	7
9 事業スケジュール（予定）	8
10 事業期間終了時の措置	8
11 事業者の収入	9
12 本県による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	9
第 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	10
1 入札参加者の構成等	10
2 入札参加者及び協力企業の資格（各業務共通）	10
3 設計業務を行う者の資格	12
4 建設業務を行う者の資格	12
5 工事監理業務を行う者の資格	13
6 維持管理業務を行う者の資格	13
7 その他業務（マネジメント業務等）を行う者の資格	14
8 S P C の設立等	14
9 入札参加資格要件の確認基準日	14
10 資格者名簿に登載されていない者の参加	14

1 1	入札参加者及び協力企業の変更	15
第 4	入札等のスケジュール	15
第 5	入札手続等	15
1	担当部局等	15
2	入札に関する手続	16
3	入札参加に関する留意事項	20
4	予定価格	21
第 6	入札及び提案に係る書類の審査	21
1	山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業に係る事業者選定審査委員会	21
2	審査方法	22
3	審査項目等	22
第 7	提案に関する条件	22
1	立地条件等	23
2	施設の設計、建設、維持管理等の提案に関する条件	26
3	業務の委託	26
4	サービスの対価	26
5	資金計画・事業収支計画に関する条件	26
6	本県の費用負担	28
7	本県による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	28
8	土地の使用	28
9	保険	28
1 0	本県と事業者の責任分担	29
1 1	財務書類の提出	29
第 8	契約に関する事項	29
1	契約手続	29
2	契約の枠組み	29
3	契約金額	30
4	契約保証金	30
5	事業者の事業契約上の地位	30

第9 提出書類.....	30
1 入札時の提出書類.....	30
第10 その他.....	32
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	32
2 金融機関と本県の協議（直接協定）.....	33

第 1 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、山形県（以下「本県」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び本事業の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本県が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書とともに配付する次の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を熟知の上、入札に参加するものとする。

事業契約書（案）：本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（仮事業契約書（案）及び事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

要求水準書（添付資料を含む。）：本県が事業者に要求する具体的な設計、建設及び維持管理のサービス水準を示すもの

落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

様式集：提案書の作成等に使用する様式を示すもの

基本協定書（案）：事業契約の締結に向けて、本県と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によるものとする。

1 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号。平成30年一部改正。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、次に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱及び基準（最新版）についても、適宜参照すること。

なお、次に記載のない法令等についても、同様とする。

【法令・条例等】

- ① 建築基準法
- ② 都市計画法、景観法、屋外広告物法
- ③ 消防法
- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ⑤ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）
- ⑥ 学校教育法、学校保健安全法、学校図書館法
- ⑦ 文化財保護法
- ⑧ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壤汚染対策法
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法
- ⑩ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- ⑪ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑫ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ⑬ 電気事業法
- ⑭ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ⑮ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ⑯ 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- ⑰ 建設業法その他各種の建築資格関係法律及び労働関係法律
- ⑱ 条例
 - ア 山形県建築基準条例
 - イ 山形県みんなにやさしいまちづくり条例
 - ウ 山形県情報公開条例
 - エ 山形県屋外広告物条例
 - オ 山形県個人情報保護条例
 - カ 山形県暴力団排除条例
- ⑲ その他関連法令、条例等

【要綱、基準等】

- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ② 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ③ 建築構造設計基準及び参考資料
- ④ 建築設計基準及び同解説
- ⑤ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ⑥ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ⑦ 建築工事安全施工技術指針
- ⑧ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ⑨ 建設副産物適正処理推進要綱
- ⑩ 高等学校設置基準、高等学校施設整備指針
- ⑪ 学校図書館施設基準
- ⑫ 学校環境衛生基準
- ⑬ 山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針、山形県県有建物長寿命化指針
- ⑭ 山形県福祉のまちづくり整備マニュアル、山形県みんなにやさしいまちづくり推進指針
- ⑮ 第3次山形県環境計画、山形県エネルギー戦略
- ⑯ やまがたの公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針
- ⑰ 寒河江市開発指導要綱
- ⑱ 寒河江市環境基本計画
- ⑲ 寒河江市地球温暖化対策実行計画
- ⑳ その他関連要綱及び基準

第2 事業の目的及び内容

1 事業の目的

(1) 本事業の背景

山形県立寒河江工業高等学校（以下「本校」という。）は、昭和30年代後半から昭和40年代前半に建築された建築物が多く、老朽化が進行している。また、一部の建築物については、耐震改修が構造的に困難な状況にある。

このため、本校の施設について、全面的な改築整備を行う必要がある。

(2) 本事業の目的

本事業は、PFI法の規定に基づき、現有敷地における本校の施設の改築整備を、事業者の創意工夫、ノウハウ等を活用して効率的かつ効果的に実施することを目的とする。

なお、令和6年度に、新校舎及び新体育館等の供用を開始し、令和7年度中に、既存校舎及び既存体育館等の解体並びにグラウンドを含む外構整備を完了することを目指すものとする。

(3) PFI手法の導入により本県が事業者に対して特に期待すること

① 工業教育の場にふさわしい最新技術や変化に対応し得る施設環境の整備

本校は、社会の変化や産業の動向を見極め、的確に対応しながら、最新技術の習得を図り、将来にわたって主体的かつ対話的な深い学びを推進することで、地域産業をリードするスペシャリストを育成することを目標に掲げている。特に今後の教育においては、生徒自身が主体的にテーマを設定し、協力して学習に取り組む「課題研究」の授業を充実させていくことや、実習等を通じ、職人の熟練した技術を効率的かつ効果的に伝承していくことが重要である。

また、本校は、創設時は機械科及び電気科の2学科であったが、地域産業の変化等に対応するため、学科改編を行ってきた経緯を持ち、今後も地域産業からの要請に対応できる工業技術者の育成に取り組んでいく必要がある。

本県は、PFI手法の導入により、ICT等の最新技術を取り入れながら、本校の目指すべき教育を効率的かつ効果的に実現し、探究的な学びに資すること、また、これからの技術や工業教育の変化に柔軟に対応することができる施設及び設備が整備されることを期待する。

② 地域と密着した「ものづくり教育」を推進するための施設環境の整備

本校は、寒河江中央工業団地に隣接する立地条件を活用し、地元企業との連携、交流等を通して、地域と密着した「ものづくり教育」を推進している。

本県は、PFI手法の導入により、学校の安全性に配慮しつつ、一層の地域連携を推進する施設が整備されることを期待する。

③ 周辺環境に調和し、地域のシンボルとなる「人にやさしい学校」の整備

本校には、昭和30年代後半から昭和40年代前半に建築された建築物が多く、

長い年月の中で地域の景観と一体となり、地域のシンボルとして存在し続けてきた。

本県は、P F I手法の導入により、ユニバーサルデザインや安全安心への配慮、県産木材による内装木質化等により、利用者に安心感を与えられる施設、また、「学び舎」として良好な景観形成に貢献し、地域から親しまれ、愛される施設が整備されることを期待する。

なお、本県では、木材の利用促進について平成 23 年 3 月に「やまがたの公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成 30 年 3 月に一部改正）を策定し、公共建築物における木材の利用を推進しているところである。

④ 再生可能エネルギーの活用

本県は平成 24 年 3 月に「山形県エネルギー戦略」を策定し、再生可能エネルギーの活用やその導入拡大を通じた県内産業の振興を図っている。

本県は、P F I手法の導入により、事業者のノウハウを活用して、事業期間全体にわたる省エネルギーや効率的な管理及び運営に配慮しながら、再生可能エネルギーを導入した施設及び設備が整備されることを期待する。

⑤ ライフサイクルコストの縮減

本県では、平成 26 年 12 月に「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」（平成 29 年 12 月に一部改正）を策定し、県有財産の長寿命化と維持管理コストの低減に取り組んでおり、平成 27 年 10 月には、これに基づいて「山形県県有建物長寿命化指針」を策定し、県有財産の管理のあり方を予防保全型の取組みへと転換し、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の新築施設については 100 年使用することを目標としているところである。

また、本校の位置する寒河江市は内陸性の気候であるため、夏季には暑く、冬季には寒いという特徴があり、一日を通しての寒暖差も大きいほか、積雪が多い地域であることから、光熱水費の縮減には特に配慮が必要である。

本県は、P F I手法の導入により、維持管理のしやすさ、光熱水費等のランニングコスト低減に配慮した施設整備や、効率的かつ計画的な維持管理及び修繕が実施されることで、県有財産の管理に係るモデルとなる施設が実現することを期待する。

併せて、設計及び建設・工事監理業務についても、事業者のノウハウを活用して効率的に実施されることで、トータルコストの縮減を期待する。

⑥ 本校の教育との連携及び教育への貢献

本校で学ぶ生徒にとって、本事業は、設計図の作成、金属加工、電気工事等の技術の活用の現場を身近に体験できる貴重な機会でもある。

本県は、P F I手法の導入により、本事業の本校の教育との連携及び教育への貢献について、提案がなされることを期待している。

2 事業名称

山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業

3 事業実施場所

① 事業用地

山形県寒河江市緑町 148 番地

② 敷地面積

44,547.33 m²

4 本事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、山形県立寒河江工業高等学校の施設（以下「本施設」という。）とし、次の内容で構成する。

- ・ 新校舎
- ・ 新体育館
- ・ 新グラウンド（防球ネット等の附帯設備を含む。）
- ・ 弓道場（改修）
- ・ 合宿所（改修）
- ・ 外構（駐車場、駐輪場、植栽、フェンス等。なお、外構整備には、既存テニスコートの解体及び整地を含む。）

また、本事業では、本施設の整備に加え、既存校舎、既存体育館等の解体（アスベスト対策を含む。）を行うものとする。

5 本施設の管理者の名称

山形県知事 吉村 美栄子

6 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりである。

① 設計業務

設計業務で想定される事業範囲は、次のとおりとする。

- ア 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査等）
- イ 本施設の設計業務（基本設計及び実施設計）
- ウ 近隣対応業務
- エ 電波障害調査業務
- オ 各種申請等の業務
- カ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 建設・工事監理業務

建設・工事監理業務で想定される事業範囲は、次のとおりとする。

- ア 本施設の建設業務
- イ 一般什器・備品（以下「一般備品」という。）の調達・設置業務
- ウ 産業教育振興に係る什器・備品（以下「産振備品」という。）の調達・設置業務
- エ 本施設の工事監理業務
- オ 既存校舎等の解体・撤去業務（アスベスト対策を含む）
- カ 施設利用者への安全対策業務
- キ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- ク 電波障害対策業務
- ケ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③ 維持管理業務

維持管理業務で想定される事業範囲は、次のとおりとする。

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構等維持管理業務
- エ 環境衛生・清掃業務
- オ 保安警備業務
- カ 修繕業務（※）
- キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- ※ 建築物、建築設備等に係る大規模修繕は、本県が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

7 事業方式

本事業は、P F I 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者である本県が事業者と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設の設計及び建設・工事監理業務を行い、本県に所有権を移転した後、事業契約に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理業務を行う方式（B T O：Build Transfer Operate）により実施する。

8 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 21 年 3 月 31 日までとする。

9 事業スケジュール（予定）

本事業の事業スケジュール（予定）を次に示す。

事業契約締結	令和2年10月
事業期間	事業契約締結日～令和21年3月末日
設計・第1期建設工事 （新校舎、新体育館等の整備）	事業契約締結～令和6年2月末日
引渡し日（新校舎、新体育館等）	令和6年2月末日
供用開始日（新校舎、新体育館等）	令和6年4月1日
第2期建設工事 （既存校舎、既存体育館等の解体・ 撤去） （新グラウンド等の整備）	令和6年9月1日～令和7年9月末日
引渡し日（新グラウンド等）	令和7年9月末日
供用開始日（新グラウンド等）	令和7年10月1日
維持管理期間	引渡し日（新校舎、新体育館等） ～令和21年3月末日

- ※ 本県は、令和6年2月末日に新校舎、新体育館等の引渡しを受けた後、令和6年3月中に、既存校舎等からの引越し及び供用開始準備を行う予定である。
- ※ 本県は、既存校舎等からの引越しの終了後、事業者による第2期建設工事の開始までの間（令和6年4月～8月頃）に、既存校舎、既存体育館等の解体・撤去に当たり、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項に基づく敷地（既存校舎、既存体育館等部分）の土壌汚染状況調査を実施する予定である。
- ※ 第1期建設工事には、新校舎、新体育館等の周囲の外構工事（駐車場、その他舗装、緑化、雨水側溝等）及び駐輪場整備を含む。
- ※ 弓道場の改修並びに既存テニスコートの解体及び整地については、第1期の建設工事期間中において、合宿所の改修については第2期の建設工事期間中において、それぞれ実施することを原則とする。ただし、合宿所の改修は、7月及び8月を避けて実施すること。

10 事業期間終了時の措置

事業者の業務は、事業期間の終了をもって終了する。

なお、事業者は、事業期間満了後に本県が本施設について継続的に維持管理業務を行うことができるよう、事業契約期間満了日の約2年前から本施設の維持管理業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本県に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議及び協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書（案）において示す。）。

1.1 事業者の収入

本県は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設・工事監理業務の対価並びに、維持管理業務の対価からなる。

1.2 本県による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本県がモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本県は、設計時、工事施工時、工事完成時及び維持管理時の各段階においてモニタリングを実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本県が提示した方法に従って実施する。事業者は、本県からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本県から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映することとし、要求水準書に示されたサービス水準を一定程度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすること。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とすること。
- ② 代表企業又は構成企業が実施しない業務がある場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、一般競争入札参加資格確認申請書類等において明記すること。
- ③ 一般競争入札参加資格確認申請書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うこと。
- ④ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を仮事業契約締結時までに設立すること。
- ⑤ 代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担すること。
- ⑥ 代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率の合計は出資額全体の50%未満とすること。
- ⑦ 代表企業、構成企業及び協力企業は、業務を適切に実施できる技術、知識、能力、実績、資金、信用等を備えた者であること。また、2に掲げる要件を満たすこと。
- ⑧ 代表企業、構成企業及び協力企業のうち、設計、建設、工事監理、維持管理及びその他の各業務を行う者（SPCからこれらの業務を受託する者）は、3から7に掲げる要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。
ただし、建設業務を行う者及びそれらの者と資本面又は人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。この場合、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（以下同じ。）。

2 入札参加者及び協力企業の資格（各業務共通）

入札参加者及び協力企業は次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ① PFI法第9条各号の規定に該当しないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者でないこと。
- ④ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。

- ⑥ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない又は申立てをなされていないこと。
- ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合を除く。
- ⑧ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による民事手続開始の申立てをしていない又は申立てをなされていないこと。
- ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画の認可の決定があった場合を除く。
- ⑨ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がないこと。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。
- 株式会社 建設技術研究所
 株式会社 日総建
 株式会社 学校文化施設研究所
 シリウス総合法律事務所
 永井公認会計士事務所
- ⑩ 第 6 の 1 に記載の事業者選定審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がないこと。なお、本事業の実施方針（案）公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ⑪ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業として参加していないこと。ただし、本県が落札者との間で本事業に係る基本協定を締結した後、落札者として選定されなかった他の入札参加者又は協力企業が、本事業に係る業務を支援し、及び本事業に係る業務に協力することは可能である。
- ⑫ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。
- ア 役員等（役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

3 設計業務を行う者の資格

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、そのうちの1者は全てを満たし、他の者はア及びイの要件を満たすこと。

- ア 令和元年度山形県の特定役務（コンサルタント）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和元年12月24日付け県公報第67号）により公示された資格を有する者であること。なお、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が令和3年3月31日までのものに限る。以下「資格者名簿」という。）のうち、設計・測量・調査・コンサルタント用の名簿に建築コンサルタント又は土木関係建設コンサルタントの資格を有する者として掲載されている者は、令和元年度山形県の特定役務（コンサルタント）の調達契約に係る競争入札の参加資格を有する者とみなす。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。また、同法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
- ウ 平成17年4月1日以降に、延床面積4,800㎡以上の国、地方公共団体又は国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下「国等」という。）が発注した学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）の建築工事（改修工事を除く。）に係る基本設計業務及び実施設計業務について履行を完了した実績を有する者であること。

4 建設業務を行う者の資格

建設業務を行う者は、次に掲げるア～オの要件を全て満たす者であること。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、そのうちの1者はア～オの全てを満たし、他の者はア及びイを満たすこと。

また、一般備品の調達・設置業務及び産振備品の調達・設置業務のみを行う者は、カの要件を満たすこと。

- ア 令和元年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和元年12月24日付け県公報第67号）により公示された資格を有する者であること。なお、資格者名簿のうち、建設工事用の名簿に登載されている者は、令和元年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加資格を有する者とみなす。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、特定建設業の許可を受けた者であること。また、同法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けていないこと。
- ウ 平成17年4月1日以降に、延床面積4,800㎡以上の国等が発注した学校の建築工事（改修工事を除く。）を元請（共同企業体（経常建設工事共同企業体を含む。）の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。
- エ 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
- オ 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る経営規模等審査の基準日が一般競争入札参加資格確認申請書類等の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。）が、建築一式工事について、950点以上であること。
- カ 平成31年度山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有する者であること。なお、資格者名簿に登載されている者は、平成31年度山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約に係る競争入札の参加資格を有する者とみなす。

5 工事監理業務を行う者の資格

工事監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、そのうちの1者は全てを満たし、その他の者はア及びイを満たすこと。

ア 3アに同じ。

イ 3イに同じ。

ウ 平成17年4月1日以降に、国等が発注した学校の建築工事（改修工事を除く。）に係る基本設計、実施設計又は工事監理業務について履行を完了した実績を有する者であること。

6 維持管理業務を行う者の資格

維持管理業務を行う者（維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は全ての者）は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ア 平成 31 年度山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成 31 年 2 月 8 日付け県公報第 3018 号）により公示された資格を有する者であること。なお、資格者名簿に登載されている者は、平成 31 年度山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約に係る競争入札の参加資格を有する者とみなす。
- イ 維持管理業務の実施に当たり、必要な資格（許可、登録及び認定等）を有すること。

7 その他業務（マネジメント業務等）を行う者の資格

3 から 6 に掲げる業務以外の業務を行う者が、代表企業、構成企業又は協力企業となる場合は、令和元年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和元年 12 月 24 日付け県公報第 67 号）、令和元年度山形県の特定役務（コンサルタント）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和元年 12 月 24 日付け県公報第 67 号）、又は平成 31 年度山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成 31 年 2 月 8 日付け県公報第 3018 号）により公示された資格を有する者であること。なお、資格者名簿に登載されている者は、令和元年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加資格、令和元年度山形県の特定役務（コンサルタント）の調達契約に係る競争入札の参加資格、平成 31 年度山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約に係る競争入札の参加資格を有する者とみなす。

8 S P C の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として本事業を実施する S P C を山形県内に設立すること。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。

S P C の株式については、事前に書面により本県の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行ってはならない。

9 入札参加資格要件の確認基準日

入札参加資格要件の確認基準日は、一般競争入札参加資格確認申請書類等の提出期限の日とする。ただし、提出期限後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しない場合がある。

10 資格者名簿に登載されていない者の参加

資格者名簿に登載されていない者は、競争入札参加資格審査申請書を令和 2 年 2 月 28 日（金）午後 5 時までに山形県教育庁総務課学校施設担当に提出すること。

1.1 入札参加者及び協力企業の変更

一般競争入札参加資格確認申請書の提出後は、代表企業を変更してはならない。
また、構成企業及び協力企業について、一般競争入札参加資格確認申請書提出後に変更又は追加が必要となった場合には、入札参加者は、本県と協議するものとし、本県が、当該企業が資格、能力等において支障がなく、変更又は追加が必要な理由がやむを得ないと認めた場合には、変更又は追加を可能とする。

第4 入札等のスケジュール

入札及び事業者選定スケジュール（予定）は、次のとおりである。

日 程	内 容
令和元年12月24日	入札公告、入札説明書等の公表
令和元年12月26日	入札説明書等に関する説明会の開催
令和2年1月20日	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
令和2年2月中旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表
令和2年2月25日	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
令和2年3月3日	入札説明書等に関する個別対話の実施
令和2年3月下旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
令和2年4月10日	一般競争入札参加資格確認申請書類等の受付締切
令和2年5月14日	入札及び提案に係る書類の受付締切、開札
令和2年7月下旬	落札者の決定及び公表
令和2年8月上旬	基本協定の締結
令和2年9月上旬	仮事業契約の締結
令和2年10月中旬	県議会の議決

第5 入札手続等

1 担当部局等

契約及び入札説明書等に関する事務を担当する部局等

住 所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県教育庁総務課 学校施設担当(山形県庁13階)

電 話：023-630-2905

F A X：023-630-2998

E-m a i l：本入札説明書公表の本県ホームページ下段「お問い合わせはこちら」より

2 入札に関する手続

(1) 入札公告及び入札説明書等の公表

本県は、特定事業の選定を踏まえ、令和元年12月24日（火）に、本事業の調達に係る入札公告を行い、併せて入札説明書等を本県ホームページにおいて公表する。

（本県ホームページアドレス

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700001/somuka-top-shisetu/>）

(2) 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会を次のとおり開催する。なお、参加希望者は、様式「入札説明書等に関する説明会参加申込書」（様式4-1）に必要事項を記載の上、令和元年12月25日（水）午後3時までに、第5の1に記載の担当部局に電子メールにより提出すること。

① 日時

令和元年12月26日（木）午後1時30分から午後4時まで（受付は午後1時開始）

② 説明会会場

山形県立寒河江工業高等学校（寒河江市緑町148番地） 2階 会議室

③ 入札説明書等に関する説明会後、現地説明会を実施する。

(3) 資料の閲覧及び貸出し

要求水準書の閲覧資料の閲覧及び貸出しを、次のとおり行う。閲覧又は借受けを希望する者は、事前に第5の1に記載の担当部局に連絡すること。

① 閲覧及び貸出し期間 令和元年12月24日（火）～令和2年5月13日（水）

（山形県の休日を定める条例（平成元年3月山形県条例第10号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除き、閲覧時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。）

② 閲覧及び貸出し場所 第5の1に記載の担当部局

③ 資料の貸出し

測量及び既存施設の図面データについては、CDにて貸し出す。

④ 閲覧又は借受けを希望する者は、様式「入札説明書等に関する資料閲覧申込書」（様式4-2）又は様式「入札説明書等に関する閲覧資料貸出申込書兼誓約書」（様式4-3）を提出すること。

(4) 入札説明書等に関する第1回質問の受付及び回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

入札説明書等公表の日から令和2年1月20日（月）午後5時まで

② 受付方法

様式「入札説明書等に関する質問書」（様式4-4-1～4-4-9）に必要事項を記載の上、第5の1に記載の担当部局に電子メールにより提出すること。

③ 回答 令和2年2月中旬頃に本県ホームページにおいて公表する。

(5) 入札説明書等に関する個別対話の実施

本県及び入札参加者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨や要求水準書等の意図を理解することを目的として、本県と本件入札への参加を希望する者との個別対話を実施する。

① 実施日時 令和2年3月3日（火）

② 参加者

本件入札への参加を希望する者とし、入札参加グループの組成を予定している複数者で参加することも可能とする。なお、参加人数は合計で10名以内とする。

③ 申込方法

様式「入札説明書等に関する個別対話参加申込書」（様式4-5）及び様式「入札説明書等に関する個別対話の議題」（様式4-6）に必要事項を記載の上、令和2年2月25日（火）午後5時までに、第5の1に記載の担当部局に電子メールにより提出すること。日時及び会場の詳細については、参加申込のあった者に個別に連絡する。

④ 公表等

個別対話の内容は、参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、令和2年3月下旬頃までに本県ホームページにおいて公表する。

(6) 入札説明書等に関する第2回質問の受付及び回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

第1回質問への回答の日から令和2年2月25日（火）午後5時まで

② 受付方法

様式「入札説明書等に関する質問書」（様式4-4-1～4-4-9）に必要事項を記載の上、第5の1に記載の担当部局に電子メールにより提出すること。

③ 回答 令和2年3月下旬頃に本県ホームページにおいて公表する。

(7) 一般競争入札参加資格確認申請書類等の受付

本件入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書類等を次により提出すること。

① 提出期間

令和2年4月6日（月）から令和2年4月10日（金）まで

（受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

② 提出場所 第5の1に記載の担当部局

③ 提出書類 様式集「一般競争入札参加資格確認申請書類等」一式

④ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

⑤ 書類の追加提出

当該申請書類を提出した者は、入札及び提案に係る書類の受付締切日の前日までに提出書類に関し、説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

⑥ 留意事項

当該申請書類に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

(8) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、入札参加者の代表企業に対して、令和2年4月24日(金)までに書面により通知する。

なお、入札参加資格を有する入札参加者に受付番号(記号)を通知する。

(9) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、本県が、参加資格がないと認めた旨の通知を行った日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、書面により説明を求めることができる。

本県は、説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、書面をもって回答する。

ただし、件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長することがある。

説明要求の書面(任意様式)の受付場所は第5の1の担当部局とする。

(10) 入札の辞退

入札を辞退する者は、様式「入札辞退届」(様式3-1)を、令和2年5月13日(水)までに、上記第5の1の担当部局に提出すること。

(11) 入札方法

① 入札及び提案に係る書類の受付

入札参加資格を有する入札参加者は、本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書を、次により提出すること。アの提出期間に当該書類を提出しない場合は本件入札を棄権したものとみなす。

なお、当該書類の作成方法については、様式集及び作成要領を参照すること。

ア 提出期間

令和2年5月14日(木)午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで(厳守)

イ 提出場所 山形県庁 入札室(2階)

ウ 提出書類 様式集「入札及び提案に係る書類」一式

エ 提出方法

持参することとするが、郵送による提出も認める（書留郵便に限る。）。

様式「入札書」（様式A-3）及び「入札金額計算書（別表含む）」（様式A-4）を郵便により提出する場合は二重封筒とし、「入札書」及び「入札金額計算書（別表含む）」を中封筒に厳封の上、封筒の表には事業名、書類名及び入札参加グループ名を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、入札及び提案に係る書類を郵便により提出する場合は、令和元年5月13日（水）午後5時までに上記5の1の担当部局に必着とし、当該日時までに到着しなかった場合は棄権とみなす。

オ 代理人による入札

代理人が様式「入札書」（様式A-3）を提出する場合には、様式「委任状（代表企業用）」（様式A-5）を作成し、添付すること。

② 開札

本県は、入札参加者より提出のあった様式「入札書」（様式A-3）及び「入札金額計算書（別表含む）」（様式A-4）を次により開札する。

ア 開札日時 令和2年5月14日（木）午後4時

イ 開札場所 山形県庁 入札室（2階）

ウ 開札方法

入札参加者の代表企業の代表者又はその代理人は開札に立ち会うものとし、代表者が立ち会う場合は、名刺を持参すること。入札参加者の代表企業の代表者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち会わせて開札を行う。

開札に立ち会わない入札参加者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に、受取人の住所、氏名又は名称等を明記の上、所定の料金の切手を貼ったものを入札書類とともに提出しなければならない。

当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認するのみとし、開札場所で入札参加者の入札価格の公表は行わない。入札価格が予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とする。

また、入札価格に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額が、第5の4において定める契約額の上限（消費税及び地方消費税を含む。）を超えている場合も、同様に失格とする。

なお、全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合でも、再度の入札は行わない。

③ 留意事項

ア 入札参加者は、入札説明書等を熟知の上、入札すること。入札説明書等についての不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

イ 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

ウ 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人になることができない。

エ 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

オ 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(12) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札
- ② 一般競争入札参加資格確認申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- ③ 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- ④ 委任状のない代理人がした入札
- ⑤ 虚偽の記載がある入札
- ⑥ 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- ⑦ 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札
- ⑧ 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められる入札
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

(13) 提案書の審査の手順

- ① 提出された様式集「入札及び提案に係る書類」（様式A-1～K-1）が全て揃っていることを確認し、当該提案書について、別に公表する落札者決定基準に基づき、審査を行い、落札者を決定する。
- ② 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和2年7月下旬までに決定通知を行う。

(14) ヒアリング等の実施

本県は、入札参加者に対し、令和2年7月中旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

また、本県は、提案書の内容等について、ヒアリングまでの間に入札参加者に質問を行う場合がある。

3 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札及び提案に係る書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

入札参加者が提出した提案書に関する著作権は、入札参加者に帰属するが、本県はPFI法第11条に基づく客観的評価のために提案書を使用するものとする。また、本県は、落札者として決定された入札参加者の提案内容について落札者の承諾を得て、全部又は一部を必要に応じて使用できるものとする。

(6) 特許権等

提案書において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(7) 提出書類の取扱い

入札参加者は、提出した書類について、変更できないものとする。
なお、審査後、提出書類は返却しない。

(8) 本県からの提示資料の取扱い

本県が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

4 予定価格

事業契約書（案）に定める設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価並びに維持管理業務のサービスの対価からなる事業期間全体のサービスの対価の予定価格は、第1期建設工事及び第2期建設工事のそれぞれ引渡し後に、本県から一括で支払われる予定の一時支払金を含め、次のとおりとする。

予定価格 4,959,810,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

また、消費税及び地方消費税を含む契約額の上限は、5,443,463,900円とする。

第6 入札及び提案に係る書類の審査

1 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業に係る事業者選定審査委員会

事業者の選定に当たり、本県に学識経験者等で構成する「山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業に係る事業者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、落札者決定基準や入札説明書等の事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案書の審査を行う。

委員会の委員は、次のとおりである。

【委員会 委員】

(敬称略)

	所属名	役職名	氏名
委員長	山形大学学術研究院	教授	佐藤 慎也
委員	東北芸術工科大学 基盤教育研究センター（教職課程）	教授	寒河江 茂
	山形大学人文社会科学部	准教授	坂本 直樹
	山形県教育庁	教育次長	大場 秀樹
	山形県教育庁	教育次長	須貝 英彦
	山形県県土整備部建築住宅課営繕室	室長	高橋 光一
	山形県教育庁高校教育課	課長	片桐 寛英
	山形県立寒河江工業高等学校	校長	高橋 良治

2 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い、提案内容及び提案価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定する。ただし、総合評価点が最大の提案が複数あるときは、性能評価点が最大の提案を最優秀提案として選定する。

3 審査項目等

審査項目は、次のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

入札参加資格審査	入札参加者の資格審査
入札書類審査	提案価格に関する審査 基礎審査項目に関する審査 事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査

(1) 落札者の決定

本県は、委員会における最優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して入札結果を通知するとともに、審査結果を公表する。

第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札及び提案に係る書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件等

(1) 事業予定地の前提条件

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

- ① 事業予定地 山形県寒河江市緑町 148 番地
- ② 敷地面積 44,547.33 m²
- ③ 地域地区等 第一種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
- ④ 道路斜線 1:1.25 / 20m
- ⑤ 日影規制 5 時間(5m)、3 時間(10m)、H = 4 m
- ⑥ 接続道路
 - ・ 南側 市道西寒河江駅谷沢線（幅員約 20m）
 - ・ 西側 市道工業高校西線（幅員約 16m）
 - ・ 東側 私道（位置指定道路（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条 1 項 5 号））
- ⑦ 給水
 - ・ 南側道路の給水本管より φ100mm で取水すること。なお、給水本管への接続に係る工事も本事業の範囲内で実施すること。
 - ・ 現在は、南側道路の給水本管から正門付近で φ100mm 及び φ50mm の 2 本で取水している。新グラウンド及び合宿所への給水については、これらを継続使用することも可能である。
- ⑧ 排水
 - ・ 汚水排水 事業予定地内の既設汚水柵（2 箇所）に接続し、寒河江市の下水道に排水すること。
 - ・ 雨水排水 原則として、敷地内で浸透処理とすること。

※ 給水・排水の接続工事に当たっては、寒河江市上下水道課と協議を行うこと。
- ⑨ その他インフラ
 - ・ 都市ガス 事業地周辺への供給なし。
 - ・ 電力 南側道路又は西側道路の電線から引き込むこと。
- ⑩ 土壌等の状況

新校舎等の整備は、一定規模以上の土地の形質の変更に該当することから、新校舎等の整備前（令和元年度）に、本県が土壌汚染対策法第 4 条第 2 項の規定による敷地（既存グラウンド部分）の土壌汚染状況調査を実施している。

また、既存施設は、有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設）に該当することから、既存校舎等の解体・撤去前（令和 6 年度）に、本県が土壌汚染対策法第 3 条第 1 項の規定による敷地（既存校舎部分）の土壌汚染状況調査を実施する予定である。
- ⑪ その他
 - ・ 事業予定地内には、既存グラウンドと既存テニスコートの間に、2.5 m 程度の段差がある。
 - ・ 事業予定地北側には、寒河江市で管理する公園があり、事業予定地と北側道路とは接続していない。
 - ・ 事業予定地南側には、寒河江市で管理する道路側溝がある。

- ・ 事業予定地南側（学校敷地内）には、東北電力株式会社の電柱及び支線並びに寒河江市の消火栓がある。
- ・ 既存グラウンド中央には、既存校舎からの排水を接続していた埋設管がある（既存校舎からの排水管は、本県が事前に付け替えを行うが、グラウンド中央の埋設管は残置したままとなる。）。

なお、既存施設の概要は、次のとおりである。

表 1 既存施設の面積

項目	面積
延床面積	12,496 m ²
（内訳） 既存校舎	10,125 m ²
既存体育館	1,190 m ²
既存柔剣道場	396 m ²
その他	785 m ²
既存グラウンド面積（テニスコートを含む）	18,280 m ²

表 2 既存建築物の概要

建築区分	棟名称	構造	階数	建築年度	面積 (㎡)※	備考
校舎	管理普通教室棟	S (WCのみW造)	2	S 39～S 57	1,651	解体
	普通教室棟	S	2	S 38～S 39	994	解体
	図書館	S	1	S 40	189	解体
	特別教室棟	S (WCのみRC造)	2	S 40～H 7	1,289	解体
	情報技術科実習室棟	S	2	S 39～H 4	1,508	解体
	機械科実習室棟	S	2	S 38～S 46	1,510	解体
	情報総合実習室	RC (渡り廊下のみ S造)	2	S 51	839	解体
	土木科実習室	RC (渡り廊下のみ S造)	1	S 52	735	解体
	実習室	RC	2	S 57	918	解体
	家庭科実習室棟	RC	2	H 5	492	解体
体育館	体育館	S	2	S 41	1,190	解体
柔剣道場	柔剣道場	S	1	S 46	396	解体
その他	弓道場	W	1	S 62	106	改修
	合宿所	W	2	S 62	155	改修
	受電室	S	1	S 39	50	解体
	燃料倉庫配炭室	S	1	S 38～S 46	91	解体
	渡り廊下	S	1	S 41	33	解体
	機械科油庫	S	1	S 45	15	解体
	部室	RC	1	S 47	135	解体
	機械科倉庫	S	1	S 47	20	解体
	車庫①②	S	1	S 48	58	解体
	体育用具庫	S	1	S 49	16	解体
	プール付属室	W	1	S 50	63	解体
	屋外消火栓用ポンプ庫	W	1	S 50～S 52	8	解体
	危険物屋内貯蔵庫	S	1	H 2	10	解体
	物置	S	1	H 4	20	解体
金属屑貯蔵庫	S	1	H 15	5	解体	

※ 渡り廊下の面積を含む。

2 施設の設計、建設、維持管理等の提案に関する条件

施設の設計、建設、維持管理等の提案に関する条件は、第2の6事業の対象範囲で示す事業者の事業範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札及び提案に係る書類を作成するものとする。

3 業務の委託

事業者は、事前に本県の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設・工事監理及び維持管理業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本県の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

4 サービスの対価

事業契約約款(案)別紙4及び別紙5に基づく。

5 資金計画・事業収支計画に関する条件

- ① 割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、その支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利鞘（スプレッド）の合計とする。なお、提案書の提出時に使用する基準金利は0.8%とすること。
- ② 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る一時支払金は、国庫補助金（学校施設環境改善交付金）及び地方債をもって充てる予定であり、次の計算式によって算出される金額を、提案書の提出時に一時支払金として想定すること。

【第1期建設工事一時支払金（令和6年3月支払分）】

一時支払金の金額（消費税及び地方消費税を除く。） = (ア) + (イ)

(ア) 学校施設環境改善交付金相当額（218,618,000円）

(イ) 地方債相当額：{（事業契約約款（案）別紙4表2の「(1)施設費等ア施設費」のうち実施設計費、工事監理費（第1期建設工事分に限る。）及び建設工事費（建築工事費、電気設備工事費、機械設備工事費、太陽光発電設備設置工事費、自家発電設備工事費、昇降機設備工事費、グラウンド・外構等整備工事費、什器・備品の調達・設置費（造り付け備品として、建築工事に含めるものに限る。）及び既存校舎等の解体・撤去工事費）（第1期建設工事分に限る。）
－ (ア) }×90%
(ただし、十万円未満切り捨て)

【第2期建設工事一時支払金（令和7年10月支払分）】

一時支払金の金額（消費税及び地方消費税を除く。） = (ウ)

(ウ) 地方債相当額：（事業契約約款（案）別紙4表2の「(1)施設費等ア施設費」のうち工事監理費（第2期建設工事分に限る。）及び建設工事費（グラウンド・外構等整備工事費、既存校舎等の解体・撤去工事費及びアスベスト対策工事費）（第2期建設工事分に限る。））×90%
(ただし、十万円未満切り捨て)

なお、実際に支払うに当たり、この一時支払金の金額に変更があった場合に、事業者が発生する費用（融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等）は本県の負担とする。ただし、事業者の事由により、一時支払金の金額に変更があった場合の費用は、事業者の負担とする。

③ 提案書の提出時に使用する消費税及び地方消費税の税率の合計は10%とする。

④ 事業者の提案により、第1期建設工事又は第2期建設工事について、本施設の引渡しを早める提案がなされた場合の支払方法は以下のとおりとする。
ア 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価（一時支払金）

事業者の提案により、本施設の引渡し日を早める場合は、第1期建設工事又は第2期建設工事それぞれについて、当該提案に基づく引渡し予定日に当該施設の引渡しを受けた後、事業者からの請求手続を経て、本県が請求書を受理した日から起算して30日以内に、当該一時支払金の支払を行うものとする。

イ 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価（割賦原価及び割賦手数料）

割賦原価及び割賦手数料の支払については、事業者の提案により、引渡し日を早める場合においても、変更しない。第1期建設工事部分については、第1期建設工事部分の引渡しを受けた後、事業者からの請求を受けて令和6年8月から令和21年2月まで、年度当たり4回の割賦方式により、元利均等にて支払うものとする（全59回）。第2期建設工事部分については、第2期建設工事部分の引渡しを受けた後、事業者からの請求を受けて令和8年2月から令和21年2月まで、年度当たり4回の割賦方式により、元利均等にて支払うものとする。（全53回）

ウ 維持管理業務のサービスの対価

維持管理業務のサービスの対価の支払については、事業者の提案により引渡し日を早める場合においても、変更せず、第1回（令和6年3月分）を令和6年5月末日に、第2回（令和6年4月～6月分）を令和6年8月末日に、第3回（令和6年7月～9月分）を令和6年11月末日に、第4回（令和6年10月～12月分）を令和7年2月末日に、第5回（令和7年1月～3月分）を令和7年5月末日に、以降、令和21年5月末日まで年4回支払うものとする。（全61回）

6 本県の費用負担

以下の費用については、本県が負担するものとする。

- ① 光熱水費（維持管理業務期間中）
- ② 大規模修繕費
- ③ モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く。）

7 本県による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

事業契約約款(案)別紙2に基づく。

8 土地の使用

本事業の事業用地は県有地であり、事業者は、工事着手予定日をもって、本施設等の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本県が所有する事業用地を無償で使用することができる。

9 保険

事業契約約款(案)別紙3に基づく。

10 本県と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本県がその全て又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本県と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書(案)に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

11 財務書類の提出

事業者は、事業期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、毎会計年度の最終日から3箇月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを本県に提出し、本県に監査報告を行うこと。

第8 契約に関する事項

1 契約手続

(1) 契約の条件

落札者と本県は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、SPC設立後、速やかに仮事業契約の締結を行う。また、PFI法第12条の規定により、山形県議会の議決を要するので、当該仮事業契約は、県議会でこの事業契約の締結に係る議案が議決された時に本契約となる。ただし、本県は、当該議案が県議会で議決されなかった場合、仮事業契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(2) 契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が第3の入札参加者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮事業契約を締結しないことがあり、又は仮事業契約を締結しているときはこれを解除することがある。

2 契約の枠組み

(1) 対象者

SPC

(2) 締結時期及び事業期間

仮事業契約 令和2年9月上旬

県議会の議決 令和2年10月中旬

事業期間は、事業契約締結日から令和21年3月31日までとする。

(3) 事業契約の概要

事業者が本県を相手方として締結する事業契約は、事業契約書(案)によるものとし、事業契約書(案)の内容は、入札前に確定することができなかつたもの及び軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、本県の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書(案)に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、建設及び維持管理業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に、当該入札価格中の消費税等課税対象額に係る消費税及び地方消費税の額を加えた金額とする。

4 契約保証金

事業契約約款(案)第35条に基づくものとする。

5 事業者の事業契約上の地位

本県の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

なお、入札参加者等が保有するSPCの株式については、本県の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

第9 提出書類

1 入札時の提出書類

入札参加者が入札時に提出する書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集「一般競争入札参加資格確認申請書類等」及び様式集「入札及び提案に係る書類」作成要領を参照のこと。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書類等

○ 参加表明書	
・ 参加表明書	(様式 1-1)
○ 一般競争入札参加資格確認申請書類	
・ 一般競争入札参加資格確認申請書	(様式 2-1)
・ 設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-2)
・ 建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-3)
・ 工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-4)
・ 維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-5)
・ 入札参加グループ構成表及び役割分担表 (協力企業を含む)	(様式 2-6)
・ 委任状 (構成企業・協力企業→代表企業)	(様式 2-7)
・ 事業実施体制	(様式 2-8)
・ 会社概要書 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)	(任意様式)
・ 定款 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)	(任意様式)
・ 決算報告書 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、 直近3箇年)	(任意様式)
・ 直近の履歴事項全部証明書原本 (代表企業、構成企業及 び協力企業の全企業)	(任意様式)
○ その他	
・ 入札辞退届	(様式 3-1)

(2) 入札及び提案に係る書類

○ 入札書類	
・ 入札及び提案に係る書類 提出書	(様式 A-1)
・ 入札参加グループ構成表 (協力企業を含む)	(様式 A-2)
・ 入札書	(様式 A-3)
・ 入札金額計算書 (別表含む)	(様式 A-4)
・ 委任状 (代表企業用)	(様式 A-5)
・ 要求水準書及び添付書類に関する確認書	(様式 A-6)
○ 提案書	
・ 事業計画全般に関する事項	(様式 B-1～3)
・ 設計業務に関する事項	(様式 C-1～5)
・ 建設・工事監理業務に関する事項	(様式 D-1～3)
・ 維持管理業務に関する事項	(様式 E-1～7)
・ 入札参加者独自の提案に関する事項	(様式 F-1～2)
・ 計画図面等提案書類	(様式 G-1～17)
・ 事業スケジュール表	(様式 H-1)
・ 事業収支等提案書類	(様式 I-1～2)
・ 提案価格等提案書類	(様式 J-1～4)
○ 基礎審査項目チェックシート	(様式 K-1)

(3) その他

○ その他	
・ 入札説明書等に関する説明会参加申込書	(様式 4-1)
・ 入札説明書等に関する資料閲覧申込書	(様式 4-2)
・ 入札説明書等に関する閲覧資料貸出申込書兼誓約書	(様式 4-3)
・ 入札説明書等に関する質問書	(様式 4-4-1 ～4-4-9)
・ 入札説明書等に関する個別対話参加申込書	(様式 4-5)
・ 入札説明書等に関する個別対話の議題	(様式 4-6)

第10 その他

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、本県又は事業者の責任に応じて、必要な措置を講じるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本県は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本県は、事業契約を解除することができる。

- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本県は、事業契約を解除することができる。
- ③ 前2号により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、本県は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 本県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 本県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- ② 前号により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は本県に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 不可抗力その他本県及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本県及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- ② 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本県又は事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

2 金融機関と本県の協議（直接協定）

本県は、本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することがある。